

京田辺市週休2日制工事試行要領

(趣旨)

第1条 本要領は、京田辺市が発注する工事において、週休2日制工事を試行するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本要領は、建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(試行方式)

第3条 試行の方式は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する「発注者指定方式」、または、受注者が工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む「受注者希望方式」とする。

(対象工事)

第4条 週休2日制工事を試行する工事は、原則、全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は、本要領の対象外とする。

- (1) 通年維持工事や緊急対応工事等の工事
 - (2) 出水期における河川区域内工事等で作業時間の制約が厳しい工事
 - (3) その他、市長が週休2日制工事になじまないと判断した工事
- 2 発注者は入札時に特記仕様書等に週休2日制の対象工事であることを明記するものとする。

(週休2日の考え方)

第5条 本要領において、「4週8休以上」とは、施工に必要な期間として次条で定める期間において、第7条で定める現場閉所を行った日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（28日のうち8日を現場閉所する割合）以上の水準に達する状態であることとする。

- 2 「4週7休以上、4週8休未満」とは、現場閉所率が前項未満、かつ、25.0%（28日のうち7日を現場閉所する割合）以上の水準に達する状態であることとする。
- 3 「4週6休以上、4週7休未満」とは、現場閉所率が前項未満、かつ、21.4%（28日のうち6日を現場閉所する割合）以上の水準に達する状態であることとする。

(施工に必要な期間)

第6条 本要領において、「施工に必要な期間」とは、準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日（以下、「現場着手日」という。）から工事施工範囲内で全ての作業が終了した日（以下、「現場終了日」という。）までとする。ただし、次に掲げる日数は施工に必要な期間から除くものとする。

- (1) 年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）
 - (2) 工場製作のみの日数
 - (3) 工事事務による不稼働日数
 - (4) 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数
 - (5) 工事の全面中止日数
 - (6) 後片付け期間
 - (7) その他
- 2 前項において、「後片付け期間」とは、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間とする。

(現場閉所)

第7条 本要領において、「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態であることとする。

- 2 前項において、当該現場における以下の行為日数は現場閉所日数に含めることができるものとする。
- (1) 雨天や降雪時等による現場閉所
 - (2) 災害応急対応等
 - (3) 異常気象時等における安全パトロール
 - (4) 現場見学会等

(試行方法)

- 第8条 受注者は契約後、本要領に基づき週休2日を実施する場合は、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載し、監督職員と協議することとする。
- 2 受注者は予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督職員に連絡を行うこととする。ただし、天候不良等のやむを得ない事情により急遽、現場閉所した場合はこの限りでない。
 - 3 受注者は監督職員と協議を行わずに、予定していた現場閉所日を変更した場合は、これを現場閉所日数に含めないものとする。ただし、天候不良等のやむを得ない事情により急遽、現場閉所した場合はこの限りでない。
 - 4 受注者は、週休2日の実施に取り組みなかった、または現場閉所率が一定未満であった場合、工事打合簿によりその理由を監督職員に報告することとする。
 - 5 受注者は、週休2日の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

(現場閉所率の確認)

- 第9条 受注者は、現場終了日から工事完成届を提出する日までに、現場閉所日数が確認できる資料及び現場閉所率を記載した「工事打合簿」を監督職員に提出することとする。
- 2 前項において、「現場閉所日数が確認できる資料」とは、任意様式とし、閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録等の記録資料等によるものとする。

(補正方法)

- 第10条 同要領第3条に定める「発注者指定方式」を試行する場合、発注者は、提出された資料により現場閉所日数の割合等を確認し、本要領に基づき、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合については、現場閉所率に応じて、精算時にそれぞれの経費に補正係数を乗じて請負代金額を減額変更するものとする。
- 2 同要領第3条に定める「受注者希望方式」を試行する場合、発注者は、提出された資料により現場閉所日数の割合等を確認し、本要領に基づき、適切に4週6休以上の現場閉所を行ったと認められる場合については、現場閉所率に応じて、精算時にそれぞれの経費に補正係数を乗じて請負代金額を増額変更するものとする。

(土木工事における積算方法)

- 第11条 土木工事の補正について、国土交通省土木工事標準積算基準書に基づく補正係数は別表第1のとおりとする。
- 2 国土交通省土木工事標準積算基準書以外の積算基準により計上する費用がある場合は、当該積算基準における補正係数を適用するものとする。ただし、営繕工事については、次条の通りとする。

(営繕工事における積算方法)

- 第12条 営繕工事の補正については、次の各号に掲げる国通達に準拠して積算する。
- (1) 令和2年6月23日付け国地契第15号、国営管第158号、国営計第37号、国営建技第3号「営繕工事における週休2日促進工事の実施について(改定)」
 - (2) 令和2年6月23日付け国営積第4号「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について(改定)」
 - 2 前項にて算出された労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に現場閉所率に応じて、別表第2の補正係数を乗じるものとする。
 - 3 同条第1項及び前項に基づき算出された費用を、現場閉所率に応じて本市が定める補正費用とす

る。

(工事成績評定)

第13条 週休2日(4週8休以上)の現場閉所を行ったと認められる工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で加点を行うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は発注者、監督職員及び受注者が協議を行い、定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

改定 令和6年4月1日

別表第 1 (第 11 条関係)
(補正係数)

【土木工事 (国土交通省機械設備工事積算基準の積算体系による積算したものを含む)】

	4 週 8 休以上 [現場閉所率：28.5% (8 日/28 日)以上]	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 [現場閉所率：25% (7 日/28 日)以上 28.5%未満]	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 [現場閉所率：21.4% (6 日/28 日)以上 25%未満]
労務費	1.05	1.03	1.01
機械賃料	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

注 1 労務費の補正対象は公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

注 2 労務費などの構成が明らかとなっていない見積単価等については、補正の対象としない。

注 3 市場単価・土木工事標準単価、施工パッケージ型積算方式の積算単価等は別添 1 により定めるものとする。

別表第 2 (第 12 条関係)
(補正係数)

【宮繕工事】

	4 週 8 休以上 [現場閉所率：28.5% (8 日/28 日)以上]	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 [現場閉所率：25% (7 日/28 日)以上 28.5%未満]	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 [現場閉所率：21.4% (6 日/28 日)以上 25%未満]
労務費 ^{注 1}	1.05	1.03	1.01

注 1 労務費とは、予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格 (材工単価) の労務費のことを指す。

注 2 労務費などの構成が明らかとなっていない見積単価等については、補正の対象としない。

注 3 本表及び別添 2 に基づく補正を行うことで、本市の補正費用とする。